一、係争

（一月二十日九州中島鉱業株式会社吉野社長ニ陳情シテ円満解決セリ）

イ、金四千円（但解雇者四十三名中三十一名ハ失業救済金）

ロ、包金（金一千円）

ハ、出坑ノ役員 近ク山元ニ於テ元山ニ復員ス、

ニ、退職手当制定 近ク山元ニ於テ実現ヲ期ス、

ホ、日本鉱夫総聯合九州支部ヲ解散セズ（但シ不都合ナル場合ハ此限ニアラス）

二、争議ノ事情

（一）今北側ニ於テハ福岡県嘉穂郡鐘西村鐘西炭鉱ニ於テ宮崎派坑夫ノ配下何三十余名ヲ第五坑ヨリ移動係トシテ採用セントシタル光留吉ノ指揮ニ依リ十五日平野署ニ於テ検挙セリ。

二、二十三日今北ノ解雇ニ依リ将来ヲ期シテ九州出張ス、一行上旬ヨリ駐長ノ解雇ニ付協力尽ク助役外三名ニ暴行ヲ働キ米倉八郎外十五名検挙セラル、

三、右検挙者中高野総長山下寛雄ノ主犯ハ二十四日検事局送致ニテ法律違反トシテ拘留処分執行セラレタリ

四、今村米治外三名ハ二十五日拘留処分執行セラレタリ帰途ニハ米倉八郎外三名ニ対シテ高野総長ヲ救出ス

五、右ノ事件（駐在ニ対スル暴行事件）ハ起訴猶予（三月二日）

財團法人 協調會